

令和3年度東京都税制調査会
第2回 小委員会

「デジタル経済と税制」

令和3年8月5日

「デジタル経済と税制」 目次

資料名	頁
デジタル課税・DSTに関する最近の状況	1
デジタル課税・DSTの詳細	2
過去の答申（デジタル経済と税制）	3
過去の答申（デジタル経済と税制）	4

デジタル課税・DSTに関する最近の状況

OECD・G20の動き		米国(USTR)、DSTを巡る動き
2019年 7月		USTRがフランスDSTについて調査開始
12月		USTRが報復関税リスト公表
2020年 1月	135か国以上が参加するBEPS包摂的枠組みで年末までの合意を目指した「大枠合意」合意	仏・米首脳会議でフランスDSTの延期(2020年中)及び報復関税発効保留などに合意
2月	G20財務大臣・中央銀行総裁会議で承認	
5月		フィリピン・デジタル事業収入に対する課税法案提出
6月	(19日)グリアOECD事務総長が、2020年末までの国際合意に向けた議論継続を訴えるステートメントを公表	(2日)USTRがイギリス他9の国・地域のDSTについて調査開始 (12日)米財務長官が仏、英、伊、スペインの財務大臣に書簡を送り、OECDでの議論の中断を提案
7月	包摂的枠組作業進捗レポート公表	(10日)USTRがフランスへの報復関税を決定 (30日)スペイン・下院でDST法案通過
8月	国際連合が独自のデジタル課税案を提示	
10月	2020年末までの国際合意を2021年半ばへ見送り	(7日)スペイン・上院でDST法案可決、2021年より施行予定
12月		仏・DST徴収開始
2021年 1月		英・DST徴収開始
2月		伊・DST徴収開始
4月		米国・デジタル課税について新提案
7月	(1日)OECD案に対し、130か国・地域が大枠合意 (10日)G20財務大臣・中央銀行総裁会議で大枠合意	

注 岡直樹「デジタル独自課税を巡る米・欧の攻防とOECD合意の展望(BEPS)」 、 経済協力開発機構(OECD)ホームページ、日本貿易振興機構(ジェトロ)ホームページ等より作成。

デジタル課税・DSTの詳細

OECD案

2021年4月に示された米国案が取り入れられており(最低法人税率等)、7月1日、130の国・地域が合意した。同年10月の最終決定を目指している。一方、低税率国のアイルランド等一部の国・地域は交渉継続予定としている。

第1の柱 多国籍企業に対する新たな課税権と市場国への分配(デジタル課税)	第2の柱 世界共通の最低法人税率の導入
<ul style="list-style-type: none">・売上高200億ユーロ(約2.6兆円)超、かつ利益率10%超の多国籍企業が対象。ただし、売上高は今後100億ユーロまで引き下げられる予定。・残余利益(利益の10%を超える部分)の20~30%を市場国へ配分。・各国独自のデジタルサービス税(DST)は廃止。・新課税権については、2022年に多国間条約、2023年に実施。	<ul style="list-style-type: none">・売上高7.5億ユーロ(約980億円)以上の多国籍企業が対象。・実行税率で少なくとも15%の世界共通の最低法人税率を導入。・各国で2022年に国内法改正、2023年に実施。

デジタルサービス税(DST)

デジタル事業の売上(グロス)に対する課税。課税根拠として物理的施設を必要とせず、課税国である消費地での売上に対し一定割合を課税する。租税条約の対象とはならないことから、OECDにおける国際合意を待たずに複数の国が独自に導入を開始している。

【DST導入例】

	フランス	イギリス	イタリア	スペイン
課税対象	<ul style="list-style-type: none">・オンラインターゲティング広告(ユーザーデータ販売を含む)・オンラインプラットフォーム	<ul style="list-style-type: none">・ソーシャルメディアサービス・検索エンジンサービス・オンラインマーケットプレイス	<ul style="list-style-type: none">・オンラインターゲティング広告・オンラインプラットフォーム・ユーザーデータ販売	<ul style="list-style-type: none">・オンラインターゲティング広告・オンラインプラットフォーム・ユーザーデータ販売
税率	3%	2%	3%	3%
導入時期	2019年1月から適用、 2020年12月から徴収	2020年4月から適用、 2021年12月から徴収	2020年1月から適用、 2021年2月から徴収	2021年1月から適用、 2021年7月から徴収

注 OECD「Statement on a Two-Pillar Solution to Address the Tax Challenges Arising From the Digitalisation of the Economy」(1st July 2021)、経済産業省「デジタル経済化における国際課税研究会」第1回資料(令和3年3月1日)等より作成。

過去の答申(デジタル経済と税制)

デジタル経済に対応した税制のあり方(令和元年度答申)

(1) 国際課税の新ルールについて

- OECDでは国際課税の新ルール策定に向け様々な観点から検討が進められている。制度設計に重要な視点は、市場国への利益配分が市場国同士での課税ベースの奪い合い(ゼロサムゲーム)にならぬよう、各国税収への影響を慎重に見極めることである
- デジタル課税により法人の所得が増加する場合、地方法人課税の課税ベースも拡大。これによる税収の増収分は地方に帰属すると考えられるが、対象法人が国内にPEを持たない場合は、全地方自治体において当該法人に課税できない。PEが存在する場合も、これまでの分割基準を適用することが妥当ではないなどの課題がある
- デジタル課税に伴う地方税増収相当分を国が徴収し、地方に配分する仕組みも考えられる。いずれにしても、デジタル課税の国内帰属が問題となることを踏まえ、国際課税に関して各国から提案されている着眼点も参考に、地方へ配分する仕組みを今から検討しておく必要がある

過去の答申(デジタル経済と税制)

デジタル経済に対応した税制のあり方(令和元年度答申)

(2) DST導入オプションについて

- 我が国がDSTを導入するオプションについても、新ルール策定に向けた議論が国際的な合意形成に至らなかった場合に備え、国民的議論として取り上げ、公開の場で検討を始める必要がある
- 急速に拡大するデジタル経済の中で、暫定措置として、我が国がDST導入の可能性を検討することには合理性がある
- DST実施の場合は、その税収の一定割合を地方交付税原資、地方譲与税とするなど、地方へ配分する仕組みを導入すべき